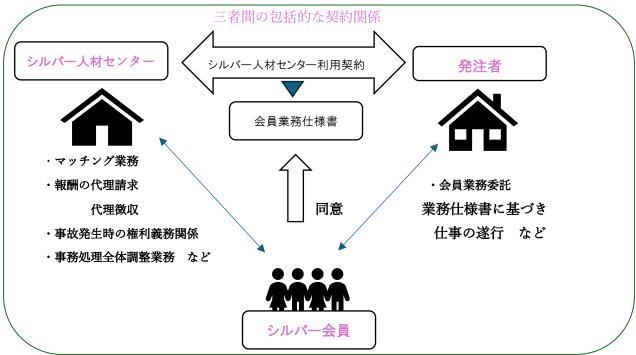
会員の皆様へ

フリーランス新法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)の施 行を受けて 令和7年4月から、 新しい契約方法に移行します

シルバー人材センター会員の皆様は、このフリーランスに該当します。会員がフリーランス法による 保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するため、契約方法の見直しを行います。

新しい契約方法では、発注者(お客様)がセンターを通じて、会員と契約していただくようになりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今までどおりセンターが仕事の依頼を受け、会員がその仕事を行うことは変わりませんのでご安心下さい。(派遣事業契約に関しては従来のままです)



●新しい契約関係(三者間の包括契約)

発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結び ます。シルバー人材センター利用規約 は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する 際の基本的なルール。

- ・会員業務就業規約 は会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール
- ・利用契約は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や 業務内容、会員の報酬額などを定めた契約

センターは利用契約をもとに**会員業務仕様書**を作成し、会員に**就業条件明示**します。**会 員が業務仕様書に同意**することで、**発注者と会員の間に請負委任契約関係**が生じます。これにより、**発注者、センター、会員間の包括契約関係**が成立します。

センターでは、すみやかに仕事に就けるようにスマートフォン・PC等を通じて明示できるように現在デジタル化を進めております。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。 詳細につきましては事務局へお尋ねください。

令和7年2月

公益社団法人 大村市シルバー人材センター 理事長 西 正人